

低所得者の負担軽減に特例第4段階を継続

第5期保険料23年度と同額に

第5期介護保険事業計画の策定に伴い、平成24年度～26年度の第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、平成23年度と同額になりました。第1号被保険者の負担割合20割から21割への改定、介護報酬平均1・2割の引き上げなどによる保険料上昇分には、町財政調整基金、財政安定化基金（町・県支援分）を取り崩して充てることとしました。

となります。このことに伴う保険料も平成23年度と変わらず設定されました。本町は、震災による施設の被災などがありました。後介護基盤の復旧を進めるとともに新たなサービスの提供など、高齢者が安心して暮らせる体制を整えていきます。

◆問い合わせ 町国保介護課介護保険係（☎82-3111 内線135）へどうぞ。

特例第4段階を継続

前回に引き続き介護保険料の第4段階を細分化した「特例第4段階」を継続します。対象者は、世帯に住民税を課税されている人がいても、本人の所得が一定額以下であれば「特例第4段階」となり、第4段階と比べて保険料が軽減されます。

基準月額を据え置き

第1号被保険者の介護保険料の基準月額も据え置き、4050円のまま

◆保険料の段階と金額（年額）の改正内容

段 階	現 行	平成24年度～26年度	対 象 者
第1段階	24,300円 (基準額×0.5)	24,300円	本人を含む世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
第2段階	24,300円 (基準額×0.5)	24,300円	本人を含む世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人
第3段階	36,400円 (基準額×0.75)	36,400円	本人を含む世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人
特例第4段階	42,500円 (基準額×0.875)	42,500円	世帯員の誰かが住民税課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人
第4段階	48,600 (基準額)	48,600円	世帯員の誰かが住民税課税で、本人は住民税非課税の人
第5段階	60,700円 (基準額×1.25)	60,700円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の人
第6段階	72,900円 (基準額×1.5)	72,900円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の人

低所得者の介護保険減免制度

対象となる方は お早めに手続きを

町では、収入が一定以下の方を対象に、介護保険料の軽減制度を行っています。対象となるのは、老齢福祉年金受給者および老齢福祉年金以下の収入で、一定条件を満たしている人です（下表参照）。

保険料の減額を受けるためには本人の申請が必要となりますので、対象となる方は手続きを行ってください。

◆問い合わせ 町国保介護課介護保険係（☎82-3111 内線135）へどうぞ。

◆介護保険料軽減制度の概要

区分	軽減の対象となる人	軽減の内容
I	1 老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が非課税 2 老齢福祉年金以下の収入で、次の4つの要件をすべて満たし、生活保護を受けていない人。▶世帯全員が住民税非課税▶世帯の年間収入が120万円以下（3人目から1人につき40万円を加算）▶住民税課税者に扶養されていない▶100万円以上の預貯金など一定以上の資産を所有していない一人	保険料段階第1段階の半額の保険料相当額に軽減
II	1 災害により著しい損害を受けたとき 2 世帯生計維持者の死亡または長期入院などで収入が著しく減少したとき 3 世帯生計維持者の収入が事業の休廃止、失業などにより著しく減少したとき 4 世帯生計維持者の収入が不漁、不作などにより著しく減少したとき ※東日本大震災免除認定決定通知者は、手続き不要です。	本来納めるべき保険料段階から1段階分軽減
III	保険料段階が第3段階で、次の4つの要件をすべて満たす人。▶世帯全員が住民税非課税▶世帯の年間収入が120万円以下（3人目から1人につき40万円を加算）▶住民税課税者に扶養されていない▶100万円以上の預貯金など一定以上の資産を所有していない一人	保険料段階第3段階を第1段階の保険料に軽減

国民健康保険・後期高齢者医療保険

高額療養費制度が変わります

国民健康保険には、1カ月ごと（月の1日から末日まで）の診療にかかる自己負担額（保険適用のない治療費、入院中の食事代の自己負担額や室料は対象外）が高額になった場合、申請により一部をお返す高額療養費制度があります。

4月1日から従来の入院療養に加え、外来療養も利用ができますので、制度をご利用の方は忘れずに申請してください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険以外については、ご加入

の保険にお問い合わせください。
▽申請が必要な方 ▼70歳未満

▼70歳以上の住民税非課税世帯（区分が現役並み所得者、一般の方は被保険者証・後期受給者証の提示のみで自己負担限度額に計算されます）

※既に認定証を交付されている方は申請の必要はありません。
▽持参するもの 保険証、印鑑（認印可）

◆申請先・問い合わせ先 町国保介護課国民健康保険係（☎821311内線132）へ。

（表1）70歳以上の人の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来	入院+外来(世帯合算)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+A(※3)
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	24,600円
	区分Ⅰ(※2)	15,000円

（表2）70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

所得区分	入院+外来(世帯合算)	(※4)
一般	80,100円+A	44,400円
上位所得者(※5)	150,000円+B	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

総医療費が上限を超えた場合の計算方法

A = (総医療費 - 267,000円) × 1割
総医療費が267,000円を超えた場合に加算
B = (総医療費 - 500,000円) × 1割
総医療費が500,000円を超えた場合に加算

- ※1 世帯主および世帯の中の国民健康保険加入者が住民税非課税の場合
- ※2 ※1で、全員のそれぞれの所得から必要経費と控除を差し引くと0円になる場合。年金収入のみの場合は、年金額が80万円以下。
- ※3 過去1年間に一世帯で高額療養費の支給が4回以上の場合、4回目以降は44,400円
- ※4 過去1年間に一世帯で高額療養費の支給を4回以上受けた場合の限度額
- ※5 上位所得者とは、国民健康保険税算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯。所得の申告をしていない人も上位所得者となります。

任意予防接種の接種費用 本年度も公費助成に

町では平成23年度に引き続き、任意の予防接種を行った場合の接種費用について、全部または一部の助成を行います。

予防接種法に基づかない任意の予防接種は、行政が推奨しているものではありませんが、使用するワクチンは厚生労働省によって薬事法に基づく認可がなされています。

▷対象者 町内に住民登録があり、下表に該当する接種希望者

◆全額助成

種類	助成対象者	接種回数
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2カ月～5歳未満	①接種開始が2カ月～7カ月未満 ・初回…3回 ・追加…60日以上の間隔を空け、1歳～1歳3カ月の間に1回 ②接種開始が7カ月～12カ月未満 ・初回…2回 ・追加…60日以上の間隔を空け1回 ③接種開始が1歳～2歳未満 ・60日以上の間隔で2回 ④接種開始が2歳～5歳未満 ・1回
ヒブワクチン	生後2カ月～5歳未満	①接種開始が2カ月～7カ月未満 ・初回…3回 ・追加…おおむね1年後に1回 ②接種開始が7カ月～12カ月未満 ・初回…2回 ・追加…おおむね1年後に1回 ③接種開始が1歳～5歳未満 ・1回
予防子宮頸がんワクチン	中学1年生	3回（2回目は初回の1カ月後、3回目はさらにその5カ月後）

◆一部助成

種類	助成対象者	接種回数	助成額
高齢者肺炎球菌ワクチン	平成24年度中に65歳になる方（昭和22年4月1日～23年3月31日生まれ）	1回	3,000円（1回限り）

※肺炎球菌予防接種を5年以内に受けた方と、同接種に健康保険の適用がある方は助成の対象とはなりません。

▷助成期間 来年3月31日まで

▷接種方法 医療機関での個別接種となりますので、事前に下記の医療機関へお申し込みください。

▷実施医療機関 うらべ内科クリニック（☎89-7465）、近藤医院（☎82-3328）、後藤医院（☎82-6690）、県立山田病院（☎82-2111）

※県立山田病院は、入院・通院中が訪問診療を受けている方の高齢者肺炎球菌ワクチンのみ接種できます。

◆問い合わせ 町健康福祉課健康管理係（☎82-3111内線142）へどうぞ。